

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年8月21日提出
【計算期間】	第29期（自 2025年11月22日 至 2026年5月21日）
【ファンド名】	アセアンＣＡＭ－ＶＩＰファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡 栄一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目１３番７号
【事務連絡者氏名】	岡田 良重
【連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目１３番７号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
------------	----	--

属性区分の定義

投資対象 資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に大型株、中小型株属性に当てはまらないすべての株式へ投資を行います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式 一般））」に分類されます。
決算頻度	年 2 回	目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替 ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

1

VIPへの投資

アセアン加盟国の中でも、現在、特に高い成長が見込まれる3カ国（ベトナム、インドネシア、フィリピン）の株式に投資します。

当ファンドでは、ベトナム（Vietnam）、インドネシア（Indonesia）、フィリピン（Philippines）をその頭文字をとってVIPと呼びます。

実質的な運用にあたっては、現地の経済・市場に精通したインドチャイナ・キャピタル社（ベトナム）、サンタルシア・アセットマネジメント社（インドネシア）の投資助言を活用します。

- インドチャイナ・キャピタル社
1999年に設立された、ベトナムに本拠を置くベトナム最大級の運用会社
- サンタルシア・アセットマネジメント社
2010年設立、本拠地はシンガポールで、アセアン諸国株式への運用実績が豊富。

2

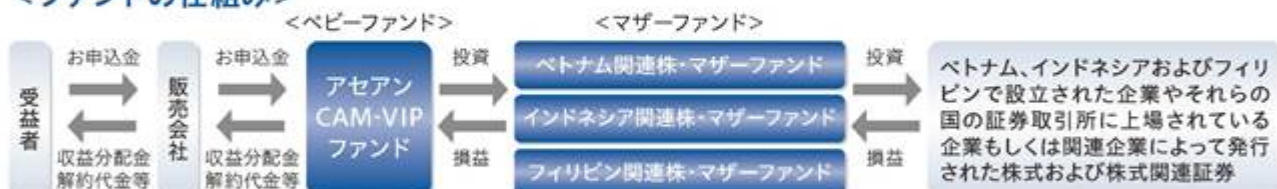
ファミリーファンド方式で運用

運用にあたっては、ベトナム関連株・マザーファンド、インドネシア関連株・マザーファンド、およびフィリピン関連株・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います（その他のアセアン加盟国関連株のマザーファンドを設定し、その受益証券を投資対象とすることがあります）。

なお、アセアン加盟国の株式等に直接投資する場合があります。

また、原則として為替ヘッジは行いません。

<ファンドの仕組み>



3

年2回決算を行い、運用実績等に応じて収益分配を行います。

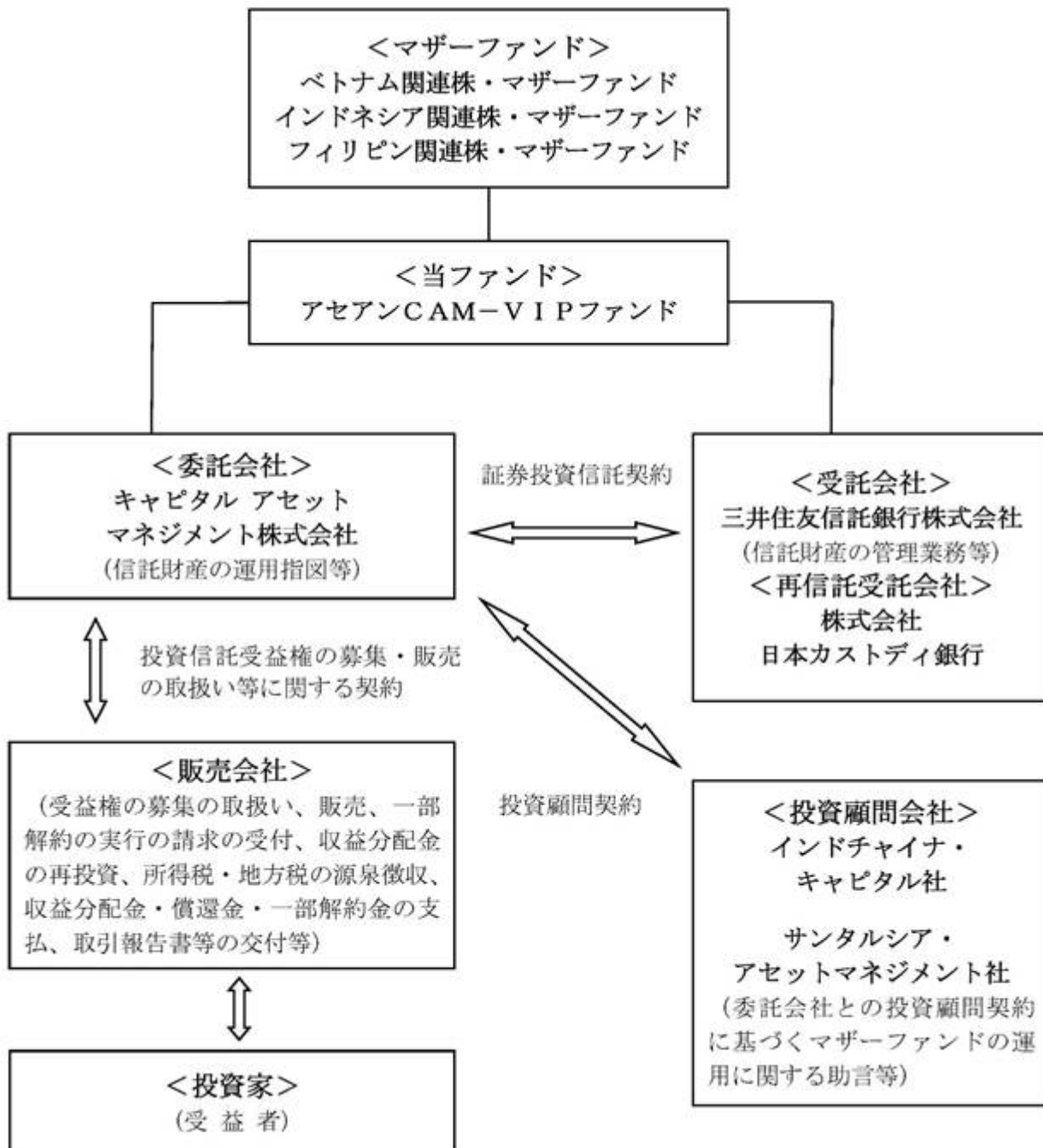
毎年2回（5月21日及び11月21日。ただし休業日の場合は翌営業日）、決算を行い収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年11月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

二．インドチャイナ・キャピタル社、サントルシア・アセットマネジメント社（「投資顧問会社」）

委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、マザーファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2026年6月末現在）

資本金	280百万円
発行済株式の総数	8,595株

ロ．委託会社の沿革

平成16年1月	ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年2月	投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
平成16年6月	投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
平成19年3月	投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
平成19年9月	金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号
平成21年10月	キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に 商号変更
平成22年3月	キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況（2026年6月末現在）

発行済株式の総数（a） および資本金	8,595株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b/a)
キャピタル フィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都千代田区内神田 1 - 13 - 7	8,595株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

ベトナム関連株・マザーファンド、インドネシア関連株・マザーファンドおよびフィリピン関連株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。また、アセアン加盟国の株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- イ．マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、アセアン加盟国の株式等に直接投資する場合があります。
- ロ．上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ニ．この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ホ．この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ヘ．この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ト．投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
 - 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「ベトナム関連株・マザーファンド、インド

ネシア関連株・マザーファンドおよびフィリピン関連株・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前記 において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

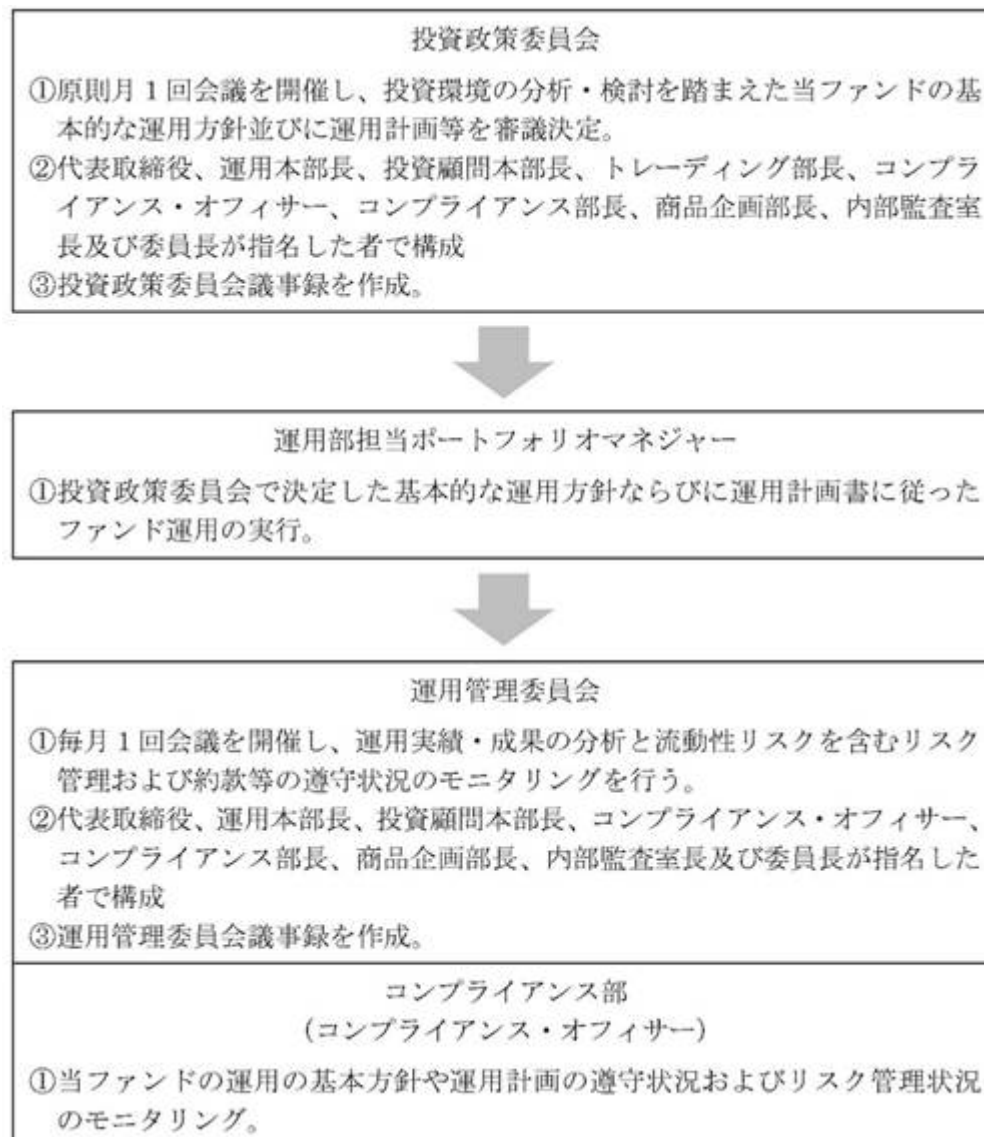
（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドは投資顧問会社（インドチャイナ・キャピタル社、サンタルシア・アセットマネジメント社）によるマザーファンドの運用に関する助言を受けております。



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、コンプライアンス部が主催し、代表取締役、運用本部および関連する各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程、利益相反管理規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

投資顧問会社：定期的に投資顧問会社の経営状態、運用体制やリスク管理体制、マザーファンドの運用のための情報および助言等の執行状況の調査・チェックを行います。

（注）運用体制は2026年6月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎年２回（５月21日、11月21日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき運用の基本方針と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

株式への実質投資は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) 各マザーファンドの投資方針

< ベトナム関連株・マザーファンド >

主として、ベトナムで設立された企業やベトナムの証券取引所に上場されている企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。

銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が来ない場合があります。

<インドネシア関連株・マザーファンド>

主として、インドネシアで設立された企業やインドネシアの証券取引所に上場されている企業もしくは世界各国・地域の取引所に上場されている関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。

銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

<フィリピン関連株・マザーファンド>

主として、フィリピンで設立された企業やフィリピンの証券取引所に上場されている企業もしくは世界各国・地域の取引所に上場されている関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。

銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクならびにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にはベトナム、インドネシアおよびフィリピン（以下「ベトナム等」といいます。）の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム等関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下の要因により、変動することが想定されます。

株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

当ファンドが投資するベトナム等の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるベトナム等政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

（３）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

その他流動性が制限される留意事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

（４）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

コンプライアンス部

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス部で投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
 - ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、社長への報告を行います。
- （注）投資リスクに対する管理体制は2026年6月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考）投資顧問会社のリスク管理体制

インドチャイナ・キャピタル社（ベトナム）

コンプライアンス

投資顧問会社はコンプライアンス・プログラムを作成し、独自のコンプライアンス・マニュアルを採用しております。それにより投資顧問会社の方針や手続き等が法令及び規制に適うよう図っております。コンプライアンス・プログラムはコンプライアンス・マニュアル、社内教育、モニタリング及び監査、報告及び調査、統制、防止策といった6つの要素から構成されております。少なくとも年に一度は、社内業務についてモニタリング及び内部監査を行っております。従業員へのヒアリングや社内のあらゆる面を精査することで内部管理を強化しております。

リスク管理

投資顧問会社は独自のリスク管理方針、リスク管理マニュアル及び事業計画を導入しております。投資顧問会社の経営陣は戦略目標の設定、戦略の選択、社内共通の基本方針を決定します。リスク管理体制は、戦略、業務、リポーティング、コンプライアンスの4つの範疇で整備されております。また、投資顧問会社のリスク管理は、リスク・アセスメント、リスク軽減策、リスク評価といった3つのプロセスから構成されます。こうしたプロセスを通してリスク管理を行っております。

サントルシア・アセットマネジメント社（インドネシア）

コンプライアンス

投資顧問会社には専任のコンプライアンス・オフィサーが在籍し、取締役も兼任しております。コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス担当職員は、広範なモニタリング・プログラムを実行することにより、投資顧問会社が係るすべての活動が法令に定められた規制や規則を遵守するよう図っております。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス報告を年4回取締役会に提出しております。また、投資顧問会社は外部のコンサルタントを利用することで、コンプライアンス機能をサポートし、適宜、社内の規定や手続きに関する妥当性や有効性について外部のチェックを受けております。

リスク管理

投資顧問会社の最高投資責任者は、ポートフォリオが規定の範囲内で運用され、リスク管理プロセス及び投資顧問会社が採用する手続きに従って確実に運用されているか、モニターする義務を負っております。最高経営責任者、コンプライアンス・オフィサー及び最高投資責任者で構成される経営管理委員会は、月に一度開かれ、社内のリスク管理のあらゆる面を精査しております。最高経営責任者とコンプライアンス・オフィサーは投資顧問会社の取締役会のメンバーであり、取締役会においても年4回社内のリスク管理について見直しております。

（注）投資顧問会社のリスク管理体制は2026年6月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

（2021年7月～2026年6月）



*税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年7月～2026年6月）



*上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株：Morningstar 日本株式指数

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株：Morningstar 新興国株式指数

日本国債：Morningstar 日本国債指数

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。上記各指数は、全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価として申込時にご負担いただくものです。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.826%（税抜1.66%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

委託会社	年0.90%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

- 1．法律顧問に対する報酬および費用
- 2．法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 3．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
- 4．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 5．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 6．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 7．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- 8．投資信託の組成に係るその他の手数料および費用

委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができますものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- （注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. 個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

2016年1月1日以降、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

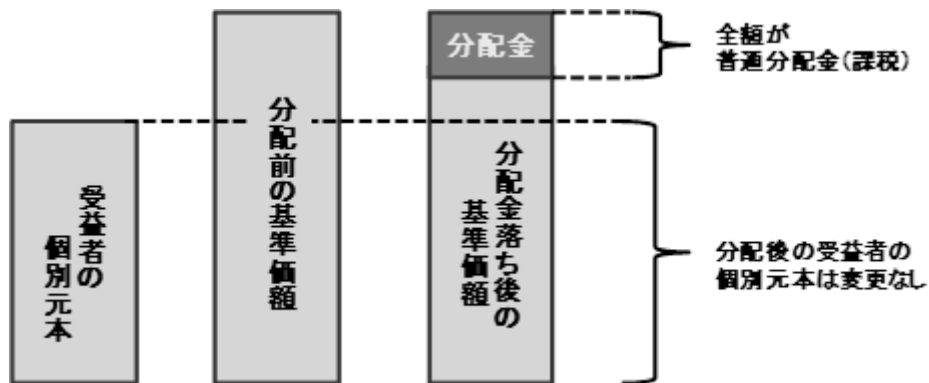
イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

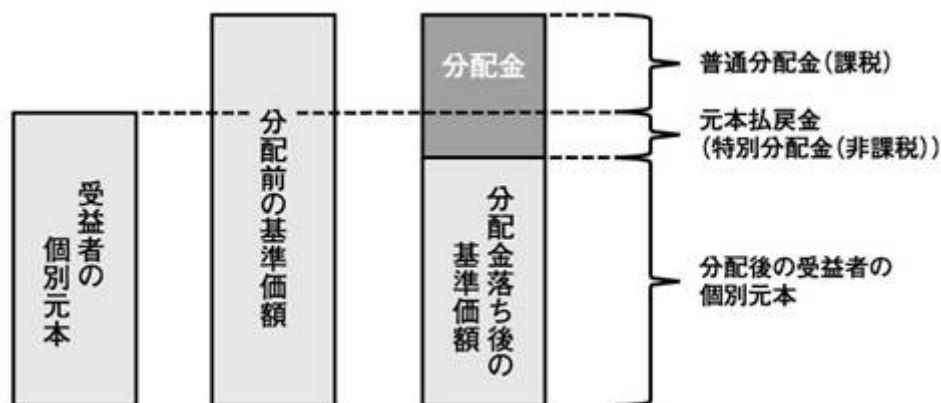
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準等を示唆するものではありません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス www.capital-am.co.jp
- ・ 電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
3.48%	1.83%	1.66%

※対象期間は2025年11月22日～2026年5月21日です。

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「アセアンCAM - VIPファンド」

(2026年6月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	305,657,554	97.16
内 日本	305,657,554	97.16
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,935,309	2.84
純資産総額	314,592,863	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「ベトナム関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	104,996,510	97.65
内 ベトナム	104,996,510	97.65
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,531,195	2.35
純資産総額	107,527,705	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「インドネシア関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	86,689,656	94.51
内 インドネシア	86,689,656	94.51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,039,123	5.49
純資産総額	91,728,779	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「フィリピン関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	103,850,269	97.60
内 フィリピン	103,850,269	97.60
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,549,246	2.40
純資産総額	106,399,515	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「アセアンＣＡＭ－ＶＩＰファンド」

投資有価証券明細

(2026年6月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ベトナム関連株・マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	13,270,633	7.9215 105,124,646	8.1027 107,527,958	34.18
2	フィリピン関連株・マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	37,164,165	2.6592 98,830,663	2.8630 106,401,004	33.82
3	インドネシア関連株・マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	33,634,714	2.9634 99,676,474	2.7272 91,728,592	29.16

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(2026年6月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.16
	小計	97.16
合 計（対純資産総額比）		97.16

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2)投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（参考）「ベトナム関連株・マザーファンド」
 投資有価証券明細

(2026年6月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	Vietnam Technological & Commer	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	85,000	39,200.00 3,332,000,000	33,800.00 2,873,000,000	16.48
2	Hoa Phat Group JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	85,980	25,590.90 2,200,306,365	23,650.00 2,033,427,000	11.67
3	Bank for Foreign Trade of Viet	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	28,691	64,200.00 1,841,962,200	62,000.00 1,778,842,000	10.21
4	BAF Viet Nam Agriculture JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	57,600	31,708.33 1,826,400,000	29,550.00 1,702,080,000	9.77
5	Donghai Joint Stock Co Of Bentre	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	51,471	29,545.56 1,520,740,000	33,050.00 1,701,116,550	9.76
6	SSI Securities Corporation	ベトナム・ドン ベトナム	株式 金融サービス	58,200	33,125.00 1,927,875,000	26,600.00 1,548,120,000	8.88
7	Masan Group Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	21,000	85,000.00 1,785,000,000	72,100.00 1,514,100,000	8.69
8	VIETCAP SECURITIES JOINT STOCK COMPANY	ベトナム・ドン ベトナム	株式 金融サービス	47,250	34,000.00 1,606,500,000	24,350.00 1,150,537,500	6.60
9	Mobile World Investment Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 一般消費財・サービス 流通・小売り	14,500	68,000.00 986,000,000	79,000.00 1,145,500,000	6.57
10	COTECCONS CONSTRUCTION JOINT STOCK COMPANY	ベトナム・ドン ベトナム	株式 資本財	13,230	71,836.73 950,400,000	72,000.00 952,560,000	5.47
11	Bluemarq Group Joint Stock Company	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産管理・開発	49,265	19,078.98 939,926,250	12,600.00 620,739,000	3.56

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2026年6月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	26.69
		素材	21.43
		食品・飲料・タバコ	18.45
		金融サービス	15.48
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.57
		資本財	5.47
		不動産管理・開発	3.56
	小計		97.65
合 計（対純資産総額比）			97.65

(注1)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2)投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（参考）「インドネシア関連株・マザーファンド」

投資有価証券明細

(2026年6月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	Aneka Tambang Persero Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 素材	315,000	2,810.00 885,150,000	2,720.00 856,800,000	8.50
2	Astra Otoparts Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 自動車・自動車部品	330,000	2,442.08 805,887,188	2,390.00 788,700,000	7.83
3	AKR Corporindo Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 エネルギー	625,000	1,220.00 762,500,000	1,240.00 775,000,000	7.69
4	Hartadinata Abadi Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 耐久消費財・アパレル	420,000	670.00 281,400,000	1,760.00 739,200,000	7.33
5	Bank CIMB Niaga Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	435,000	1,720.00 748,200,000	1,555.00 676,425,000	6.71
6	Bank Negara Indonesia Persero	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	200,000	4,330.00 866,000,000	3,260.00 652,000,000	6.47
7	Bank Mandiri Persero Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	150,000	4,800.00 720,000,000	3,940.00 591,000,000	5.86
8	Timah Persero Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 素材	160,000	1,010.00 161,600,000	3,480.00 556,800,000	5.52
9	Indosat Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 電気通信サービス	300,000	2,210.00 663,000,000	1,740.00 522,000,000	5.18
10	XLSMART Telecom Sejahtera Tbk	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 電気通信サービス	215,971	2,960.00 639,274,160	2,380.00 514,010,980	5.10
11	PT Bank BTPN Syariah Tbk	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	520,000	1,455.00 756,600,000	970.00 504,400,000	5.00
12	Erajaya Swasembada Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 一般消費財・サービス 流通・小売り	1,250,000	458.00 572,500,000	356.00 445,000,000	4.41
13	Surya Citra Media Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 メディア・娯楽	2,000,000	284.00 568,000,000	202.00 404,000,000	4.01
14	Indofood CBP Sukses Makmur Tbk	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 食品・飲料・タバコ	50,000	9,775.00 488,750,000	6,650.00 332,500,000	3.30
15	Bank Rakyat Indonesia Persero	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	100,000	4,040.00 404,000,000	2,840.00 284,000,000	2.82
16	Telkom Indonesia Persero Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 電気通信サービス	100,000	3,250.00 325,000,000	2,410.00 241,000,000	2.39
17	GoTo Gojek Tokopedia Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 一般消費財・サービス 流通・小売り	4,800,000	61.00 292,800,000	50.00 240,000,000	2.38
18	Bank Central Asia Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 銀行	40,000	8,500.00 340,000,000	5,925.00 237,000,000	2.35
19	Panin Financial Tbk PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 保険	750,000	260.00 195,000,000	222.00 166,500,000	1.65
20	TRADA ALAM MINERA TBK PT	インドネシア・ルビア インドネシア	株式 運輸	2,000,000	0.00 0	0.00 0	0.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2026年6月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	29.21
		素材	14.02
		電気通信サービス	12.67
		自動車・自動車部品	7.83
		エネルギー	7.69
		耐久消費財・アパレル	7.33
		一般消費財・サービス流通・小売り	6.80
		メディア・娯楽	4.01
		食品・飲料・タバコ	3.30
		保険	1.65
		運輸	0.00
	小計		94.51
合 計（対純資産総額比）			94.51

(注1)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2)投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（参考）「フィリピン関連株・マザーファンド」

投資有価証券明細

(2026年6月30日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	International Container Termin	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 運輸	11,700	475.00 5,557,500	890.00 10,413,000	25.95
2	Manila Electric Co	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 公益事業	7,600	531.50 4,039,400	574.00 4,362,400	10.87
3	SM Investments Corp	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 資本財	6,400	795.00 5,088,000	607.00 3,884,800	9.68
4	BDO Unibank Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 銀行	29,783	144.00 4,288,752	124.00 3,693,092	9.20
5	Bank of the Philippine Islands	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 銀行	35,676	114.50 4,084,902	99.00 3,531,924	8.80
6	SM Prime Holdings Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 不動産管理・開発	154,000	23.60 3,634,400	18.60 2,864,400	7.14
7	Metropolitan Bank & Trust	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 銀行	32,000	70.20 2,246,400	67.00 2,144,000	5.34
8	Ayala Corp	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 資本財	4,200	600.00 2,520,000	432.20 1,815,240	4.52
9	JG Summit Holdings Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 資本財	60,000	25.00 1,500,000	26.85 1,611,000	4.02
10	Century Pacific Food Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 食品・飲料・タバコ	40,000	34.25 1,370,000	30.50 1,220,000	3.04
11	Jollibee Foods Corp	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 消費者サービス	7,500	229.80 1,723,500	136.00 1,020,000	2.54
12	Ayala Land Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 不動産管理・開発	65,000	26.05 1,693,250	15.10 981,500	2.45
13	Globe Telecom Inc	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 電気通信サービス	350	1,680.00 588,000	1,925.00 673,750	1.68
14	Universal Robina Corp	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 食品・飲料・タバコ	7,500	83.70 627,750	64.00 480,000	1.20
15	PLDT INC	フィリピン・ペソ フィリピン	株式 電気通信サービス	400	1,283.00 513,200	1,164.00 465,600	1.16

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(2026年6月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	運輸	25.95
		銀行	23.35
		資本財	18.22
		公益事業	10.87
		不動産管理・開発	9.59
		食品・飲料・タバコ	4.24
		電気通信サービス	2.84
		消費者サービス	2.54
	小計		97.60
合 計（対純資産総額比）			97.60

(注1)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2)投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第10計算期間末日 (2016年11月21日)	156,684,852	156,684,852	0.9660	0.9660
第11計算期間末日 (2017年5月22日)	190,071,549	191,939,504	1.0175	1.0275
第12計算期間末日 (2017年11月21日)	179,000,335	180,576,059	1.1360	1.1460
第13計算期間末日 (2018年5月21日)	186,373,211	188,035,798	1.1210	1.1310
第14計算期間末日 (2018年11月21日)	157,616,374	157,616,374	0.9633	0.9633
第15計算期間末日 (2019年5月21日)	211,301,450	211,301,450	0.9926	0.9926
第16計算期間末日 (2019年11月21日)	224,445,277	226,579,818	1.0515	1.0615
第17計算期間末日 (2020年5月21日)	164,661,967	164,661,967	0.7686	0.7686
第18計算期間末日 (2020年11月24日)	158,574,669	158,574,669	0.9435	0.9435
第19計算期間末日 (2021年5月21日)	175,106,398	176,657,634	1.1288	1.1388
第20計算期間末日 (2021年11月22日)	163,208,498	164,472,852	1.2908	1.3008
第21計算期間末日 (2022年5月23日)	168,633,553	169,962,430	1.2690	1.2790
第22計算期間末日 (2022年11月21日)	169,225,419	170,703,349	1.1450	1.1550
第23計算期間末日 (2023年5月22日)	194,193,494	195,785,872	1.2195	1.2295
第24計算期間末日 (2023年11月21日)	209,504,027	211,111,142	1.3036	1.3136
第25計算期間末日 (2024年5月21日)	225,142,768	226,710,425	1.4362	1.4462
第26計算期間末日 (2024年11月21日)	559,947,303	563,886,454	1.4215	1.4315
第27計算期間末日 (2025年5月21日)	499,668,673	503,519,081	1.2977	1.3077
第28計算期間末日 (2025年11月21日)	445,455,183	448,528,783	1.4493	1.4593

第29計算期間末日 (2026年5月21日)	321,666,120	324,068,833	1.3388	1.3488
2025年 6月末日	499,294,100	-	1.3064	-
7月末日	525,506,037	-	1.3768	-
8月末日	515,677,803	-	1.4087	-
9月末日	466,807,300	-	1.3792	-
10月末日	452,958,357	-	1.4296	-
11月末日	443,964,104	-	1.4341	-
12月末日	423,311,367	-	1.4536	-
2026年 1月末日	397,113,688	-	1.4433	-
2月末日	383,884,119	-	1.5594	-
3月末日	331,008,490	-	1.3786	-
4月末日	339,364,702	-	1.4154	-
5月末日	321,773,113	-	1.3342	-
6月末日	314,592,863	-	1.3435	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0100
第12計算期間	0.0100
第13計算期間	0.0100
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0100
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0100
第20計算期間	0.0100
第21計算期間	0.0100
第22計算期間	0.0100
第23計算期間	0.0100
第24計算期間	0.0100
第25計算期間	0.0100
第26計算期間	0.0100
第27計算期間	0.0100
第28計算期間	0.0100
第29計算期間	0.0100

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第10計算期間	3.9
第11計算期間	6.4
第12計算期間	12.6
第13計算期間	0.4
第14計算期間	14.1
第15計算期間	3.0
第16計算期間	6.9
第17計算期間	26.9
第18計算期間	22.8
第19計算期間	20.7
第20計算期間	15.2
第21計算期間	0.9
第22計算期間	9.0
第23計算期間	7.4
第24計算期間	7.7
第25計算期間	10.9
第26計算期間	0.3
第27計算期間	8.0
第28計算期間	12.5
第29計算期間	6.9

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第10計算期間	10,538,743	64,105,434	162,202,392
第11計算期間	41,553,651	16,960,497	186,795,546
第12計算期間	21,538,079	50,761,202	157,572,423
第13計算期間	28,097,975	19,411,668	166,258,730
第14計算期間	10,490,878	13,128,711	163,620,897
第15計算期間	59,891,742	10,626,493	212,886,146
第16計算期間	26,106,774	25,538,737	213,454,183
第17計算期間	11,553,425	10,776,517	214,231,091
第18計算期間	14,192,981	60,358,551	168,065,521
第19計算期間	10,649,176	23,591,072	155,123,625
第20計算期間	18,789,237	47,477,433	126,435,429
第21計算期間	15,803,638	9,351,349	132,887,718
第22計算期間	19,800,108	4,894,781	147,793,045
第23計算期間	19,595,749	8,150,895	159,237,899
第24計算期間	22,716,634	21,242,998	160,711,535
第25計算期間	16,162,558	20,108,354	156,765,739
第26計算期間	262,315,595	25,166,233	393,915,101
第27計算期間	21,998,561	30,872,836	385,040,826
第28計算期間	7,368,175	85,048,989	307,360,012
第29計算期間	23,706,485	90,795,154	240,271,343

（参考情報）

基準日：2026年6月30日

■基準価額・純資産の推移

2011年11月22日（設定日）～2026年6月30日



基準価額	13,435円
純資産総額	315百万円

■分配の推移

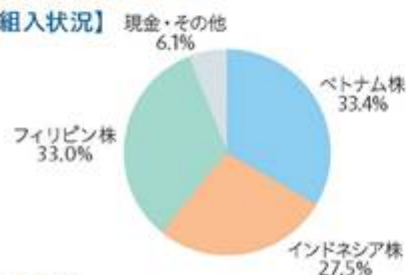
決算日	分配金額
2024年5月21日	100円
2024年11月21日	100円
2025年5月21日	100円
2025年11月21日	100円
2026年5月21日	100円
設定来累計	8,800円

1万口あたり/税引き前

※最近5期の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況

【実質組入状況】



【業種別配分】



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

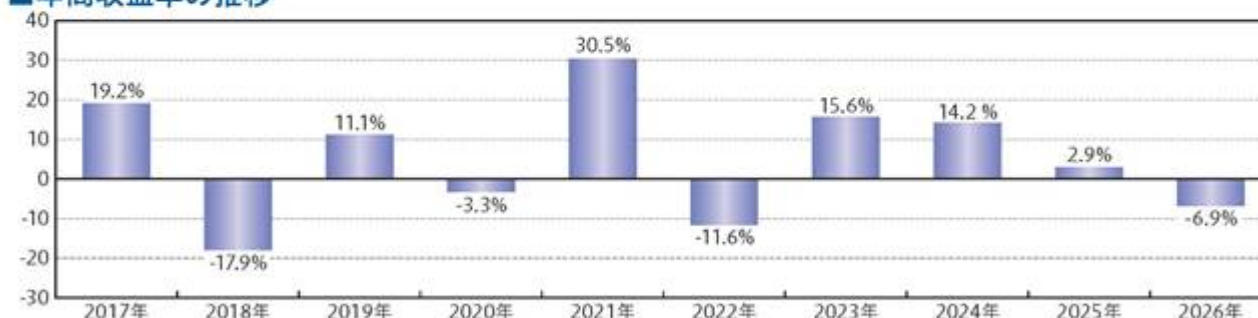
【組入上位10銘柄】

組入銘柄数：46

銘柄名	国	業種	投資比率
インターナショナル・コンテナ・ターミナル・サービス	フィリピン	運輸	8.8%
テクコムバンク	ベトナム	銀行	5.6%
ホアファットグループ	ベトナム	素材	4.0%
マニラ電力	フィリピン	公益事業	3.7%
ベトナム外資銀行（ベトナムバンク）	ベトナム	銀行	3.5%
BAFベトナム農業	ベトナム	食品・飲料・タバコ	3.3%
ドンハイ・ベンチェ製紙	ベトナム	素材	3.3%
SMインベストメンツ	フィリピン	資本財	3.3%
バンコ・デ・オロ・ユニバンク	フィリピン	銀行	3.1%
SSIセキュリティーズ	ベトナム	金融サービス	3.0%

※実質組入比率です。

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引き前）を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2026年：年初から6月末までの6ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取り扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナム、インドネシア、フィリピンのいずれかの国の銀行または証券取引所の休業日、及びニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として、お申込みができません。

なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取り扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナム、インドネシア、フィリピンのいずれかの国の銀行または証券取引所の休業日、及びニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として、お申込みができません。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：アセVIP）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス www.capital-am.co.jp

・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の末消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：アセVIP）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年5月22日から11月21日まで、11月22日から翌年5月21日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

イ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が1億口を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ.委託会社は、上記イ.にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に

係る知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を後記照会先のアドレスに掲載します。

ただし、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴いこの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴いこの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して6営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3 資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ ホームページアドレス www.capital-am.co.jp

・ 電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間（2025年11月22日から2026年5月21日まで）の財務諸表について、SKIP監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アセアンＣＡＭ－ＶＩＰファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期計算期間 (2025年11月21日現在)	第29期計算期間 (2026年5月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,071,800	20,192,401
親投資信託受益証券	440,463,788	308,591,774
流動資産合計	467,535,588	328,784,175
資産合計	467,535,588	328,784,175
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,073,600	2,402,713
未払解約金	13,222,742	50,051
未払受託者報酬	164,745	125,388
未払委託者報酬	4,394,496	3,345,055
その他未払費用	1,224,822	1,194,848
流動負債合計	22,080,405	7,118,055
負債合計	22,080,405	7,118,055
純資産の部		
元本等		
元本	307,360,012	240,271,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	138,095,171	81,394,777
（分配準備積立金）	32,484,384	22,536,168
元本等合計	445,455,183	321,666,120
純資産合計	445,455,183	321,666,120
負債純資産合計	467,535,588	328,784,175

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期計算期間 (自 2025年 5月22日 至 2025年11月21日)	第29期計算期間 (自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日)
営業収益		
受取利息	20,521	45,792
有価証券売買等損益	63,621,725	16,872,014
営業収益合計	63,642,246	16,826,222
営業費用		
受託者報酬	164,745	125,388
委託者報酬	4,394,496	3,345,055
その他費用	1,224,822	1,194,848
営業費用合計	5,784,063	4,665,291
営業利益又は営業損失（ ）	57,858,183	21,491,513
経常利益又は経常損失（ ）	57,858,183	21,491,513
当期純利益又は当期純損失（ ）	57,858,183	21,491,513
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の 分配額（ ）	8,750,728	2,892,863
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	114,627,847	138,095,171
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,705,513	10,603,421
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,705,513	10,603,421
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,272,044	40,516,726
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	25,272,044	40,516,726
分配金	3,073,600	2,402,713
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	138,095,171	81,394,777

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第28期計算期間 (2025年11月21日現在)	第29期計算期間 (2026年5月21日現在)
1. 期首元本額	385,040,826円	307,360,012円
期中追加設定元本額	7,368,175円	23,706,485円
期中一部解約元本額	85,048,989円	90,795,154円
2. 計算期間末日における受益権の総数	307,360,012口	240,271,343口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第28期計算期間 (自 2025年 5月22日 至 2025年11月21日)	第29期計算期間 (自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日)
1. その他費用の内訳	主に、印刷費用1,004,822円であります。	主に、印刷費用974,848円であります。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,584,941円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,769,490円)、投資信託約款に規定される収益調整金(112,296,735円)及び分配準備積立金(23,203,553円)より分配対象額は147,854,719円(1口当たり0.481047円)であり、うち3,073,600円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,276,234円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(89,848,859円)及び分配準備積立金(23,662,647円)より分配対象額は114,787,740円(1口当たり0.477742円)であり、うち2,402,713円(1口当たり0.010000円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第29期計算期間 (自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、商品業務部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第28期計算期間及び 第29期計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第28期計算期間 （2025年11月21日現在）	第29期計算期間 （2026年5月21日現在）
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	50,039,765	19,740,179
合計	50,039,765	19,740,179

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第28期計算期間 （2025年11月21日現在）	第29期計算期間 （2026年5月21日現在）
1口当たり純資産額	1.4493円	1.3388円
（1万口当たり純資産額）	（14,493円）	（13,388円）

（4）【附属明細表】

有価証券明細表（2026年5月21日現在）

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ベトナム関連株・マザーファンド	13,896,768	110,084,637	
	インドネシア関連株・マザーファンド	33,634,714	99,676,474	
	フィリピン関連株・マザーファンド	37,164,165	98,830,663	
親投資信託受益証券 合計		84,695,647	308,591,774	
合計		84,695,647	308,591,774	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ベトナム関連株・マザーファンド」受益証券、「インドネシア関連株・マザーファンド」受益証券及び「フィリピン関連株・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ベトナム関連株・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,373,463	682,304
コール・ローン	936,721	536,036
株式	137,884,394	108,159,840
未収配当金	279,114	706,733
流動資産合計	140,473,692	110,084,913
資産合計	140,473,692	110,084,913
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,240	-
流動負債合計	2,240	-
負債合計	2,240	-
純資産の部		
元本等		
元本	16,992,323	13,896,768
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	123,479,129	96,188,145
元本等合計	140,471,452	110,084,913
純資産合計	140,471,452	110,084,913
負債純資産合計	140,473,692	110,084,913

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	24,025,131円	16,992,323円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における一部解約元本額	7,032,808円	3,095,555円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
アセアンCAM - VIPファンド	16,992,323円	13,896,768円
計	16,992,323円	13,896,768円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	16,992,323口	13,896,768口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスク並びにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、商品業務部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月21日現在及び 2026年5月21日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	10,719,405	12,143,585
合計	10,719,405	12,143,585

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

種類	2025年11月21日現在				2026年5月21日現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	1,190,760	-	1,193,000	2,240	-	-	-	-
ベトナム・ドン	1,190,760	-	1,193,000	2,240	-	-	-	-
合計	1,190,760	-	1,193,000	2,240	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ） 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ） 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
本報告書における開示対象ファンド の期末における当該親投資信託の 1口当たり純資産額	8.2668円	7.9216円
（1万口当たり純資産額）	（82,668円）	（79,216円）

(3)附属明細表

有価証券明細表（2026年5月21日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
ベトナム・ドン	SSI Securities Corporation	58,200	27,250.000	1,585,950,000.00	
	Hoa Phat Group JSC	91,800	26,200.000	2,405,160,000.00	
	Donghai Joint Stock Co Of Bentre	46,792	35,000.000	1,637,720,000.00	
	Bluemarq Group Joint Stock Company	43,215	14,900.000	643,903,500.00	
	Masan Group Corp	21,000	75,600.000	1,587,600,000.00	
	COTECCONS CONSTRUCTION JOINT STOCK COMPANY	13,230	74,700.000	988,281,000.00	
	Bank for Foreign Trade of Viet	28,691	64,600.000	1,853,438,600.00	
	Vietnam Technological & Commer	102,000	32,450.000	3,309,900,000.00	
	BAF Viet Nam Agriculture JSC	48,000	34,200.000	1,641,600,000.00	
	Mobile World Investment Corp	14,500	77,200.000	1,119,400,000.00	
	VIETCAP SECURITIES JOINT STOCK COMPANY	47,250	24,950.000	1,178,887,500.00	
ベトナム・ドン 小計		514,678		17,951,840,600.00 (108,159,840)	
合計		514,678		108,159,840 (108,159,840)	

(注1) 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ベトナム・ドン	株式 11銘柄	98.3%	100.0%

(注) 組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率です。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

インドネシア関連株・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	196,155	3,095,074
コール・ローン	2,208,082	75,304
株式	147,379,485	95,625,536
未収配当金	136,800	881,561
流動資産合計	149,920,522	99,677,475
資産合計	149,920,522	99,677,475
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	45,219,394	33,634,714
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	104,701,128	66,042,761
元本等合計	149,920,522	99,677,475
純資産合計	149,920,522	99,677,475
負債純資産合計	149,920,522	99,677,475

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	58,467,229円	45,219,394円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における一部解約元本額	13,247,835円	11,584,680円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
アセアンCAM - VIPファンド	45,219,394円	33,634,714円
計	45,219,394円	33,634,714円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	45,219,394口	33,634,714口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスク並びにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、商品業務部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月21日現在及び 2026年5月21日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	8,279,285	297,018
合計	8,279,285	297,018

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
本報告書における開示対象ファンド の期末における当該親投資信託の 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.3154円 (33,154円)	2.9635円 (29,635円)

(3)附属明細表

有価証券明細表（2026年5月21日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
インドネシア・ルピア	AKR Corporindo Tbk PT	625,000	1,390.000	868,750,000.00	
	Aneka Tambang Persero Tbk PT	315,000	3,100.000	976,500,000.00	
	Astra Otoparts Tbk PT	330,000	2,550.000	841,500,000.00	
	Bank Mandiri Persero Tbk PT	150,000	4,230.000	634,500,000.00	
	Panin Financial Tbk PT	750,000	250.000	187,500,000.00	
	Bank Rakyat Indonesia Persero	100,000	3,040.000	304,000,000.00	
	Bank Negara Indonesia Persero	200,000	3,800.000	760,000,000.00	
	Timah Persero Tbk PT	160,000	3,060.000	489,600,000.00	
	Indosat Tbk PT	300,000	2,150.000	645,000,000.00	
	Bank CIMB Niaga Tbk PT	435,000	1,645.000	715,575,000.00	
	Bank Central Asia Tbk PT	40,000	5,975.000	239,000,000.00	
	XLSMART Telecom Sejahtera Tbk	215,971	2,910.000	628,475,610.00	
	TRADA ALAM MINERA TBK PT	2,000,000	0.000	0.00	
	Indofood CBP Sukses Makmur Tbk	50,000	6,750.000	337,500,000.00	
	Erajaya Swasembada Tbk PT	1,250,000	368.000	460,000,000.00	
	Surya Citra Media Tbk PT	2,000,000	226.000	452,000,000.00	
	Telkom Indonesia Persero Tbk PT	100,000	3,100.000	310,000,000.00	
	PT Bank BTPN Syariah Tbk	520,000	975.000	507,000,000.00	
	GoTo Gojek Tokopedia Tbk PT	4,800,000	50.000	240,000,000.00	
	Hartadinata Abadi Tbk PT	420,000	2,170.000	911,400,000.00	
インドネシア・ルピア 小計		14,760,971		10,508,300,610.00 (95,625,536)	
合計		14,760,971		95,625,536 (95,625,536)	

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
インドネシア・ルピア	株式 20銘柄	95.9%	100.0%

（注）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率です。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

フィリピン関連株・マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	716,979	1,597,009
コール・ローン	463,046	431,082
株式	142,261,912	96,448,278
未収入金	6,397,518	-
未収配当金	232,097	354,352
流動資産合計	150,071,552	98,830,721
資産合計	150,071,552	98,830,721
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	54,712,631	37,164,165
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	95,358,921	61,666,556
元本等合計	150,071,552	98,830,721
純資産合計	150,071,552	98,830,721
負債純資産合計	150,071,552	98,830,721

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	60,524,699円	54,712,631円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における一部解約元本額	5,812,068円	17,548,466円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
アセアンCAM - VIPファンド	54,712,631円	37,164,165円
計	54,712,631円	37,164,165円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	54,712,631口	37,164,165口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年11月22日 至 2026年 5月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、預金・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、この投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、この投資信託の資産又は負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスク並びにこの投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のために行うことができます。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、商品業務部は、運用に関するリスク管理を行っております。 運用管理委員会では、これらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月21日現在及び 2026年5月21日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	6,582,375	5,215,776
合計	6,582,375	5,215,776

（注）当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2025年11月21日現在	2026年5月21日現在
本報告書における開示対象ファンド の期末における当該親投資信託の 1口当たり純資産額	2,7429円	2,6593円
(1万口当たり純資産額)	(27,429円)	(26,593円)

(3)附属明細表

有価証券明細表（2026年5月21日現在）

イ．株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
フィリピン・ペソ	Ayala Land Inc	65,000	15.000	975,000.00	
	Bank of the Philippine Islands	35,676	87.100	3,107,379.60	
	Globe Telecom Inc	350	1,794.000	627,900.00	
	International Container Termin	11,700	800.000	9,360,000.00	
	JG Summit Holdings Inc	60,000	26.850	1,611,000.00	
	Jollibee Foods Corp	7,500	133.200	999,000.00	
	Metropolitan Bank & Trust	32,000	63.350	2,027,200.00	
	SM Prime Holdings Inc	154,000	19.000	2,926,000.00	
	Universal Robina Corp	7,500	60.600	454,500.00	
	SM Investments Corp	6,400	598.000	3,827,200.00	
	Ayala Corp	4,200	420.000	1,764,000.00	
	Manila Electric Co	7,600	618.000	4,696,800.00	
	BDO Unibank Inc	29,783	115.000	3,425,045.00	
	PLDT INC	400	1,197.000	478,800.00	
	Century Pacific Food Inc	40,000	29.250	1,170,000.00	
フィリピン・ペソ 小計		462,109		37,449,824.60 (96,448,278)	
合計		462,109		96,448,278 (96,448,278)	

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

ロ．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
フィリピン・ペソ	株式 15銘柄	97.6%	100.0%

（注）組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率です。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「アセアンＣＡＭ－ＶＩＰファンド」

(2026年6月30日現在)

資産総額	316,012,419円
負債総額	1,419,556円
純資産総額(-)	314,592,863円
発行済数量	234,158,680口
1口当たり純資産額(/)	1.3435円

(参考)「ベトナム関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産総額	107,527,705円
負債総額	0円
純資産総額(-)	107,527,705円
発行済数量	13,270,633口
1口当たり純資産額(/)	8.1027円

(参考)「インドネシア関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産総額	91,728,779円
負債総額	0円
純資産総額(-)	91,728,779円
発行済数量	33,634,714口
1口当たり純資産額(/)	2.7272円

(参考)「フィリピン関連株・マザーファンド」

(2026年6月30日現在)

資産総額	106,399,515円
負債総額	0円
純資産総額(-)	106,399,515円
発行済数量	37,164,165口
1口当たり純資産額(/)	2.8630円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（2026年6月末現在）

（1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行可能な株式総数

40,000株

発行済株式総数

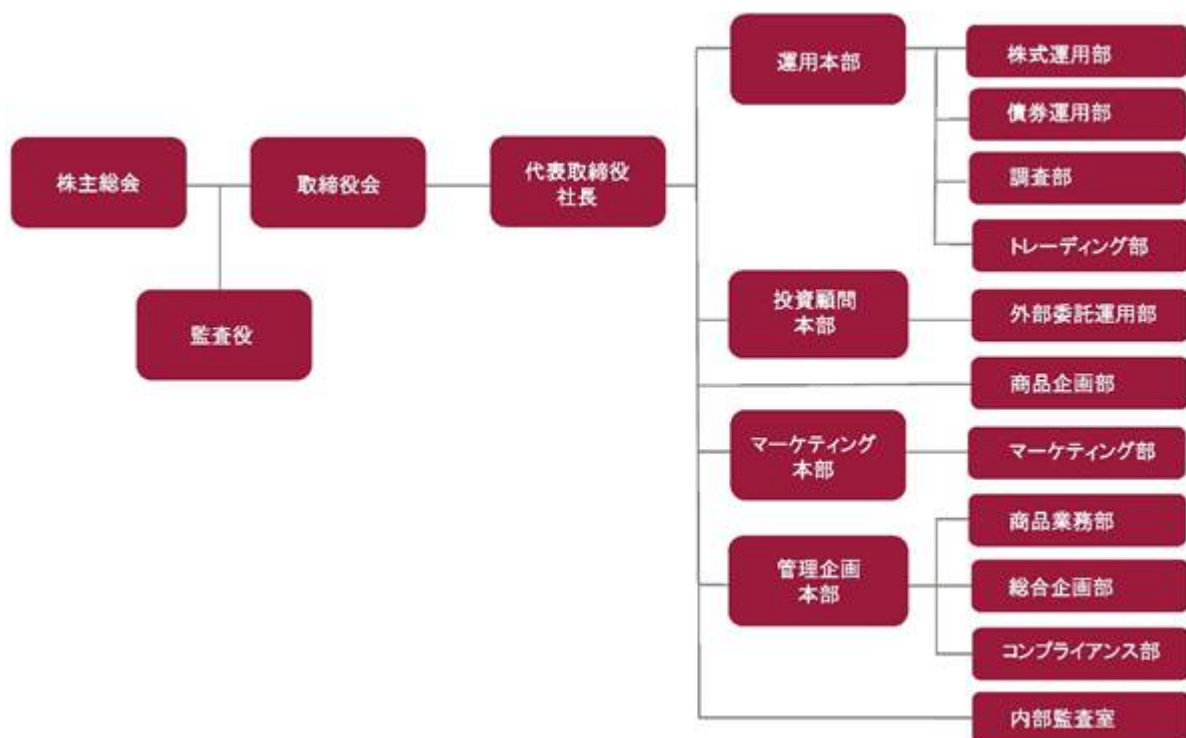
8,595株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図



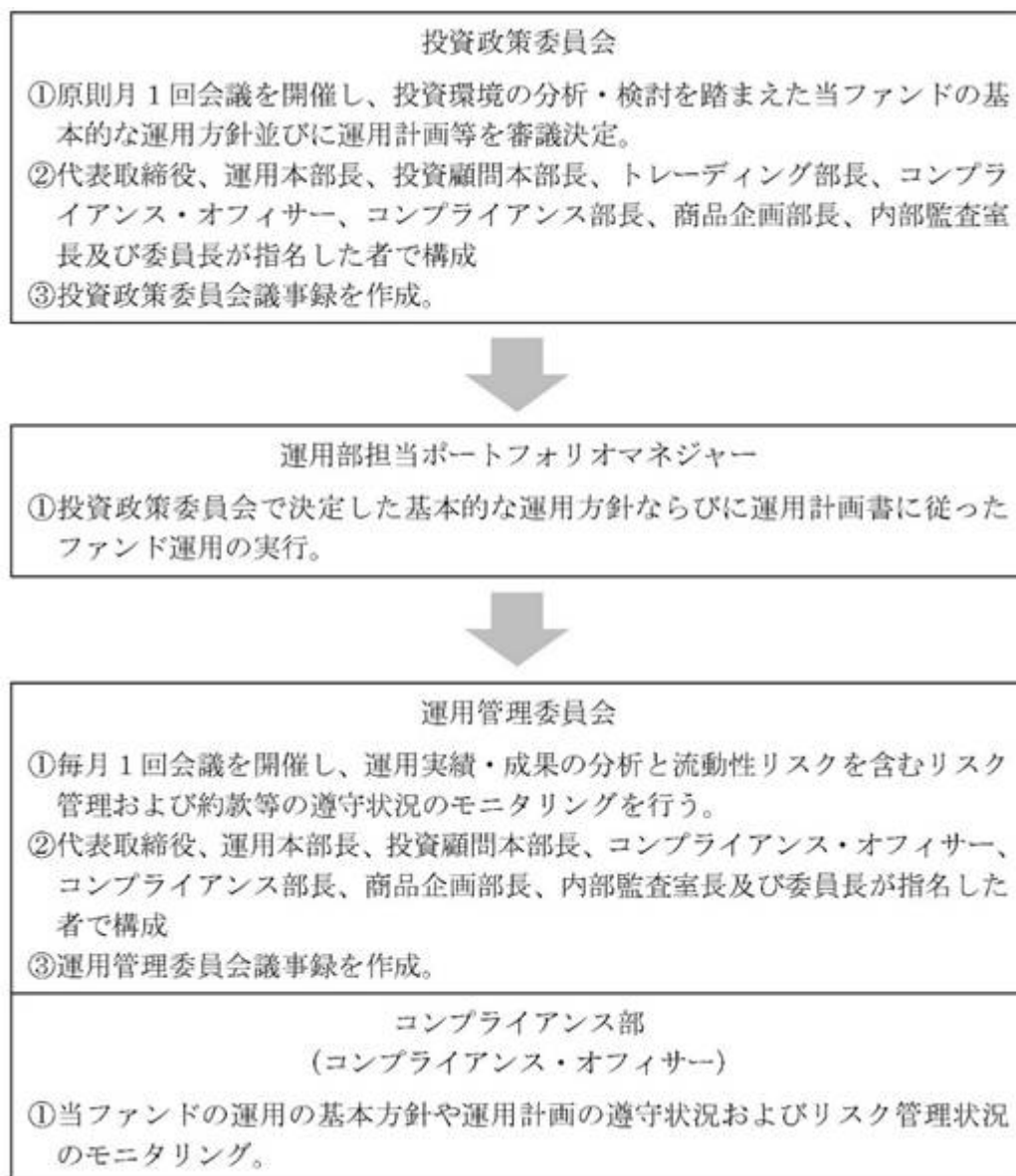
（注）上記組織は、2026年6月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表

し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2026年6月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2026年6月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	9本	55,324百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2) 財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、SKIP監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	305,440	303,776
未収委託者報酬	202,141	190,704
未収運用受託報酬	2,542	2,797
未収投資助言報酬	486	953
未収収益	230	234
未収法人税等	716	-
関係会社短期貸付金	60,000	60,000
立替金	4,438	2,727
前払費用	5,477	7,276
その他	21	14
流動資産合計	581,495	568,484
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	254	109
リース資産	3,583	2,627
有形固定資産合計	1 3,837	1 2,737
無形固定資産		
電話加入権	52	52
無形固定資産合計	52	52
投資その他の資産		
長期前払費用	168	3,840
その他	20	20
投資その他の資産合計	188	3,860
固定資産合計	4,078	6,650
資産合計	585,574	575,135

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	23,803	10,177
未払代行手数料	88,550	84,559
未払費用	33,953	27,978
未払法人税等	5,633	7,535
未払消費税等	10,070	4,564
賞与引当金	12,322	6,280
預り金	3,732	4,600
リース債務	1,043	1,056
流動負債合計	179,108	146,752
固定負債		
長期未払金	-	1,647
退職給付引当金	5,968	5,008
リース債務	3,029	1,972
固定負債合計	8,997	8,628
負債合計	188,105	155,381
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金	2,385	2,385
利益剰余金		
利益準備金	18,236	20,575
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	96,845	116,792
利益剰余金合計	115,082	137,368
株主資本合計	397,468	419,754
純資産合計	397,468	419,754
負債及び純資産合計	585,574	575,135

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	964,090	893,694
運用受託報酬	69,976	71,736
投資助言報酬	486	3,481
営業収益合計	1,034,552	968,912
営業費用		
支払手数料	444,163	415,640
広告宣伝費	4,219	2,243
調査費	131,599	118,017
委託計算費	31,052	30,653
営業雑経費		
通信費	1,060	1,142
協会費	1,411	1,344
印刷費	4,153	2,239
営業雑経費計	6,624	4,725
営業費用合計	617,660	571,280
一般管理費		
給料		
役員報酬	45,210	47,950
給料・手当	137,708	136,358
賞与	13,421	6,785
賞与引当金繰入額	12,322	6,280
退職給付費用	1,774	4,553
法定福利費	30,260	28,106
給料計	240,697	230,033
旅費交通費	3,037	3,088
租税公課	6,575	6,295
不動産賃借料	16,853	16,830
減価償却費	1,123	1,099
業務委託費	1 53,560	1 57,819
その他一般管理費	29,137	29,201
一般管理費合計	350,983	344,368
営業利益	65,908	53,263
営業外収益		
受取利息	1 1,461	1 1,584
為替差益	404	484
雑収入	72	107
営業外収益合計	1,939	2,177
営業外費用		
支払利息	58	45
営業外費用合計	58	45
経常利益	67,788	55,394

特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益	67,788	55,394
法人税、住民税及び事業税	21,008	9,718
当期純利益	46,780	45,676

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	280,000	2,385	16,970	63,997	80,967	363,353
当期変動額						
剰余金の配当			1,266	13,931	12,665	12,665
当期純利益				46,780	46,780	46,780
当期変動額合計	-	-	1,266	32,848	34,115	34,115
当期末残高	280,000	2,385	18,236	96,845	115,082	397,468

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	280,000	2,385	18,236	96,845	115,082	397,468
当期変動額						
剰余金の配当			2,339	25,729	23,390	23,390
当期純利益				45,676	45,676	45,676
当期変動額合計	-	-	2,339	19,946	22,285	22,285
当期末残高	280,000	2,385	20,575	116,792	137,368	419,754

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 器具備品 5～15年 (2) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
3．収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。 (1) 委託者報酬 主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。 委託報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 また、成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。 運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年1回又は年2回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 また、成功報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、対象となる運用資産の特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言を行うことであります。 投資助言報酬は、当該投資助言契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年2回受取ります。当該報酬は投資助言期間にわたり収益として認識しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方法によっております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	1 . 有形固定資産の減価償却累計額
器具備品 7,671千円	器具備品 890千円
リース資産 1,194千円	リース資産 2,150千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 . 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1 . 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
業務委託費 32,760千円	業務委託費 32,760千円
受取利息 1,424千円	受取利息 1,424千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,665	1,473.56	2024年 3 月31日	2024年 6 月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	23,390	利益剰余金	2,721.38	2025年 3 月31日	2025年 6 月25日

当事業年度（自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,595	-	-	8,595
合計	8,595	-	-	8,595

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	23,390	2,721.38	2025年 3 月31日	2025年 6 月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	22,838	利益剰余金	2,657.13	2026年 3 月31日	2026年 6 月24日

（リース取引関係）

（借主側）

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

デジタル交換設備・電話機一式であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

為替の変動リスクおよび価格の変動リスクは、リスク管理規程に基づき月次ベースで管理されております。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行っております。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)			当事業年度 (2026年3月31日)		
	貸借対照表	時価	差額	貸借対照表	時価	差額
リース債務	4,072	4,014	57	3,029	2,953	75
負債計	4,072	4,014	57	3,029	2,953	75

以下の項目は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未収収益」
「未収法人税等」「関係会社短期貸付金」「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」
「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	305,440	-	-	-
未収委託者報酬	202,141	-	-	-
未収運用受託報酬	2,542	-	-	-
未収投資助言報酬	486	-	-	-
未収収益	230	-	-	-
未収法人税等	716	-	-	-
関係会社短期貸付金	60,000	-	-	-
立替金	4,438	-	-	-
合計	575,995	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	303,776	-	-	-
未収委託者報酬	190,704	-	-	-
未収運用受託報酬	2,797	-	-	-
未収投資助言報酬	953	-	-	-
未収収益	234	-	-	-
関係会社短期貸付金	60,000	-	-	-
立替金	2,727	-	-	-
合計	561,193	-	-	-

(注2) リース債務の決算日後の返済予定額
 前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,043	1,056	1,070	902	-	-
合計	1,043	1,056	1,070	902	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,056	1,070	902	-	-	-
合計	1,056	1,070	902	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	前事業年度（2025年3月31日）				当事業年度（2026年3月31日）			
	時価（千円）				時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	4,014	-	4,014	-	2,953	-	2,953
負債計	-	4,014	-	4,014	-	2,953	-	2,953

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係わるインプットの説明

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．簡便法を適用した退職給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	5,794 千円	5,968 千円
退職給付費用	1,774	4,553
退職給付の支払額	1,600	5,513
退職給付引当金の期末残高	5,968	5,008

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,968 千円	5,008 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,968	5,008
退職給付引当金	5,968	5,008
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,968	5,008

（３）退職給付費用

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	1,774 千円	4,553 千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,316 千円	951 千円
退職給付引当金	1,881	1,578
賞与引当金	3,772	1,922
繰越欠損金（注１）	124,605	118,568
その他	680	905
繰延税金資産小計	132,256	123,926
税務上の繰越欠損金に 係る評価性引当金（注１）	124,605	118,568
将来減算一時差異の合計に 係る評価性引当額	7,650	5,358
評価性引当額小計	132,256	123,926
繰延税金資産合計	-	-

（注１）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （１）	-	-	-	107,268	17,337	-	124,605
評価性引当額	-	-	-	107,268	17,337	-	124,605
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （１）	-	-	101,445	17,122	-	-	118,568
評価性引当額	-	-	101,445	17,122	-	-	118,568
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.77%
住民税均等割		0.52%
評価性引当額の増減		4.45%
繰越欠損金充当		10.59%
その他		0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		17.54%

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年 8 月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1．収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)		当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
主要な投資運用サービス	報酬合計	(うち成功報酬)	報酬合計	(うち成功報酬)
委託者報酬	964,090	(38,641)	893,694	(36,772)
運用受託報酬	69,976	(-)	71,736	(-)
投資助言報酬	486	(-)	3,481	(-)
合計	1,034,552	(38,641)	968,912	(36,772)

2．収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１） 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２） 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	関連するサービスの種類	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
		営業収益	営業収益
CAMベトナムファンド	投資運用サービス 又は 委託者報酬	145,490	134,104
ベトナム成長株インカムファンド	投資運用サービス 又は 委託者報酬	433,018	417,652
世界ツーリズム株式ファンド	投資運用サービス 又は 委託者報酬	200,321	148,397

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス (株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の 兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の 支払(注4)	32,760	-	-
							資金貸付 (注3)	120,000	関係会社 短期貸付金	60,000
							利息の受取 (注3)	1,424	未収収益	230
							建物の賃借 (注2)	16,853	-	-

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス (株)	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の 兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の 支払(注4)	32,760	-	-
							資金貸付 (注3)	120,000	関係会社 短期貸付金	60,000
							利息の受取 (注3)	1,424	未収収益	234
							建物の賃借 (注2)	16,830	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の 支払(注1)	45,215	未払代行 手数料	9,649
							業務委託費 の支払 (注4)	9,660	-	-
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル リサーチ& インベスト メンツ(株)	東京都 千代田区	40	投資銀行 ・情報 サービス 会社	-	業務委託	調査業務 委託支払 (注4)	12,000	-	-

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	-	業務委託	証券代行 手数料の 支払(注1)	41,697	未払代行 手数料	9,593
							業務委託費 の支払 (注4)	9,193	-	-
同一の 親会社 を持つ 会社	キャピタル リサーチ& インベスト メンツ(株)	東京都 千代田区	40	投資銀行 ・情報 サービス 会社	-	業務委託	調査業務 委託支払 (注4)	13,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 使用面積割合等に基づき、賃借料金額等の取引条件を決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
- キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社（非上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務諸表
- 当該事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	46,244円14銭	48,837円03銭
1 株当たり当期純利益金額	5,442円76銭	5,314円26銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

（注 1 ） 1 株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
純資産の部の合計額	397,468千円	419,754千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	397,468千円	419,754千円
1 株当たりの純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,595株	8,595株

（注 2 ） 1 株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
当期純利益金額	46,780千円	45,676千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額	46,780千円	45,676千円
普通株式の期中平均株式数	8,595株	8,595株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 および において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（2026年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 51,000百万円（2026年3月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
明和證券株式会社	511百万円	同上
株式会社SBI証券	54,323百万円	同上
むさし証券株式会社	5,000百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	3,000百万円	同上
マネックス証券株式会社	13,195百万円	同上

2026年3月末現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券報告書	2026年2月20日	
有価証券届出書	2026年2月20日	

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年 6 月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

S K I P 監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

葛西 晋哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 7 月22日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

S K I P 監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 葛西 晋哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセアンCAM-VIPファンドの2025年11月22日から2026年5月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセアンCAM-VIPファンドの2026年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬

により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。